

# 多子世帯・ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減(2・3号認定子ども)

◆「利用者負担額決定通知書」・「利用者負担額のお知らせ」等で次のいずれの世帯に該当するかご確認ください。

## ひとり親世帯等

- ・B階層～C6階層に該当する世帯
- ・C7階層のうち市町村民税所得割77,101円未満に該当する世帯

- ・B階層～C5階層に該当する世帯
- ・C6階層のうち市町村民税所得割57,700円未満に該当する世帯

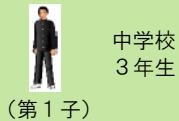
- ・C6階層のうち市町村民税所得割57,700円以上に該当する世帯
- ・C7階層～C16階層に該当する世帯

### ひとり親世帯等の軽減制度

1人目のお子さんは半額または3歳未満児3,800円・3歳以上児2,500円(B階層は無料)、世帯の2人目以降のお子さんは無料

例

※多子計算に係る年齢制限を撤廃



小3  
小1

(5歳)



(4歳)

(3歳)

(2歳)

(1歳)

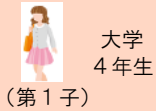
(0歳)

### 多子軽減制度

世帯の2人目のお子さんは半額(B階層は無料)、3人目以降のお子さんは無料

例

※多子計算に係る年齢制限を撤廃



### 同時利用軽減制度

保育所等を同時に利用しているお子さんのうち、2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料

例



※小1以上はカウントしない



### 世帯第3子以降無料制度

18歳未満の3人目以降の3歳未満のお子さんは無料

例

※18歳以上はカウントしない

